

「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人財団明理会 介護老人保健施設 イムスやぶづかロイヤルケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人財団明理会 介護老人保健施設 イムスやぶづかロイヤルケアセンター
- (2) 所在地 群馬県太田市大原町 531-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者(医師) 1名

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12/31～1/2)を除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って行う。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の定める割合の額とする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、太田市、桐生市、みどり市、伊勢崎市、足利市とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第13条 虐待を防止するための指針(虐待防止マニュアル)を定めるものとする。

- 2 施設長を虐待防止責任者とする。
- 3 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じているかいないかにかかわらず、速やかに市町村へ通報する。
- 4 虐待防止のための従業員に対する研修を定期的に行う。
- 5 虐待の事実が確認された場合は再発防止策を検討し改善策を従業員へ周知徹底する。

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者の生命または、身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行った場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

附 則

この規程は、令和3年 5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年 4月1日から施行する。

別 表 2

苦 情 処 理 体 制

1. 利用者からの苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

●苦情受付窓口担当者 支援相談員

●苦情受付窓口連絡先 電 話 番 号 0277-78-8533
F A X 番 号 0277-78-8535

※ 苦情受付窓口担当者がいない場合は、看護師長、事務長の順で苦情を受け付けることとする。

（公的窓口）

群馬県国民健康保険組合団体連合会	苦情処理相談窓口	TEL027-290-1323
栃木県国民健康保険組合団体連合会	介護福祉課介護サービス担当	TEL028-643-2220
太田市長寿あんしん課		TEL0276-47-1856
桐生市役所健康長寿課		TEL0277-46-1111
みどり市役所介護高齢課		TEL0277-76-0974
伊勢崎市役所高齢者相談センター		TEL0270-27-2745
足利市役所元気高齢課		TEL0284-20-2222
群馬県庁 介護高齢課 居宅サービス係		TEL027-226-2574

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- (1) 苦情内容の聞き取り、把握
- (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- (3) 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
- (4) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部での対処の問題点を伝達
- (5) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達(説明)、市町村・県等への報告等）施設における反省事項の整理
- (6) 苦情処理台帳への記載

3. その他参考事項

●窓口以外に「ご意見箱」を設置し、要望や苦情を受け付けております。